

# 記載例①

## C 退職者→普通徴収(未徴収税額を退職者が直接納入)の場合

【注意】

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿		所在地	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地												特別徴収義務者 指定番号	99999		
令和8年11月4日提出		フリガナ	マルマルショウジ(カ)												宛番号	123456-7		
		氏名又は名称	〇〇商事株式会社												担当 所属	経理課		
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	氏名	小堤 次郎	
																電話	029-292-1111 内線(999)	
フリガナ	イバラキ ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異年 異動の事由	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法						
氏名	茨城 花子 旧姓(千葉)								異年月日	1		1. 特別徴収継続						
生年月日	昭和(平)11年3月3日								異年月日	8		2. 一括徴収						
個人番号	234567891234								異年月日	10		3. 普通徴収 (本人納付)						
受給者番号									異年月日	31								
1月1日 現在の住所	茨城町大字駒場450番地		72,000 円		30,000 円		42,000 円		異年月日									
異動後の 住所									異年月日									

指定番号は市町村ごと  
で異なります。

特別徴収税額通知書の  
「摘要」に記載の数字を  
必ず記入してください。

記載内容について応答  
できる方の連絡先を記  
入してください。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください)

1. 特別徴収継続の場合	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	受給者番号
特別徴収義務者 指定番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
所在地	右から 番号を 記入
フリガナ	1. 必要 2. 不要
氏名又は名称	

10月末で退職した給与所得者の徴収方法を11月分から普通徴収に変更する場合

(ア)特別徴収税額(年税額) 72,000円(6月から翌年5月分)

(イ)徴収済額 30,000円(6月から10月分)

(ウ)未徴収税額 42,000円(11月から翌年5月分)

↑  
普通徴収税額

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理由	徴収予定月日
1. 異動が令和8年12月31日までに、一括徴収の申出があったため	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合	※市町村 記入欄
理由	
1. 異動が令和8年12月31日までに、一括徴収の申出がないため	
2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
3. 死亡による退職であるため	

死亡退職の場合、相続  
人氏名、連絡先をご連  
絡ください。

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ